

(目的)

第1条 この要綱は、新エネルギーシステムを設置する者に対して、その経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、町民の新エネルギーシステムの導入促進及び普及啓発を図り、もって自然環境を保全し、及び人に優しい環境を創出することにより、地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「新エネルギーシステム」とは、次の各号に掲げるシステムの区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

- (1) 住宅用太陽光発電施設 住宅において太陽電池を利用して電気を発生させるための設備（発電した電気を当該住宅で消費し、余剰の発電電力が連系する低圧配電線に逆流するものであって、太陽電池の最大出力（構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計をいう。）が10キロワット未満のものをいう。）及びこれに附属する設備をいう。
- (2) HEMS 家庭でのエネルギーの見える化を目的として電力使用量等を自動で実測し、機器の電力使用量等を調整する制御機能を有する家庭用エネルギー管理システムをいう。
- (3) エネファーム 燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できる家庭用燃料電池システムをいう。
- (4) 蓄電池 リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄えることができるものであって、停電時、電力需要ピーク時等に必要に応じて当該電力を活用することのできる定置用リチウムイオン蓄電システムをいう。
- (5) 高性能外皮等 ZEHに必要な要件を満たす高断熱外皮、空調設備、給湯設備（エネファームを除く。）及び換気設備をいう。
- (6) 太陽熱利用システム 給湯、暖房又は冷房に供給する温水、温風又は冷風を発生させるのに太陽熱を利用するシステムをいう。

2 この要綱において「ZEH」とは、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の1次エネルギー消費量の収支が0となることを目指した住宅（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）をいう。

(補助)

第3条 町長は、新エネルギーシステム（別表第1に掲げる要件を満たすものに限る。以下「対象システム」という。）の設置について、次の区分により補助金を交付することができる。この場合において、設置する対象システムが次の各号のいずれにも該当するときは、第6条

の申請者は、当該設置するシステムを第1号に係るものとして補助金の交付を申請しなければならない。

(1) 一体的導入 住宅用太陽光発電施設及びHEMSに加え、蓄電池又は高性能外皮等のいずれか1つを同時に設置

(2) 単独設置 次のいずれかの対象システムの設置（一体的導入に係るものを除く。）

ア HEMS

イ エネファーム

ウ 蓄電池

エ 太陽熱利用システム

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって町税を滞納していないものとする。

(1) 自ら居住し、かつ、町内に所有（同居の親族の所有を含む。）する住宅（店舗等併用住宅を含む。次号において同じ。）に対象システムを設置しようとする者

(2) 自ら居住するため町内に住宅を新築し、併せて対象システムを設置しようとする者

(3) 自ら居住するため町内にある対象システム付きの住宅を購入しようとする者

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、別表2に掲げるところとする。

2 補助金の交付は、1世帯における同一の種類の対象システムについて、1の年度内につき1回を限度とする。

3 各年度において交付する補助金の総額は、その年度における予算の範囲内とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象システムの設置工事に係る着手予定日又は引渡し予定日の14日前までに、あらかじめ幸田町新エネルギーシステム設置費補助金交付申請書（様式第1号）に別表第3に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請を、毎年度、別に定める日から先着順に受理するものとする。この場合において、町長は、当該受理をした申請に係る補助金の額をその受理の順序に従って合計して得た額が当該年度の予算で定める額を超えたときは、以後の申請を受理しないことができる。

（交付の決定及び通知）

第7条 町長は、前条第1項に規定する申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、幸田町新エネルギーシステム設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更及び取下げ)

第8条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は第6条第1項に規定する申請を取り下げる場合は、幸田町新エネルギーシステム設置費補助金計画変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による承認をした場合は、幸田町新エネルギーシステム設置費補助金計画変更承認通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、対象システムの設置が完了した日若しくは引渡しの日から起算して60日を経過する日又は補助金の交付を受けようとする年度の3月31日のいずれか早い日までに、幸田町新エネルギーシステム設置費補助金実績報告書（様式第5号）に設置対象システム概要書（様式第6号）及び別表第4に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 町長は、前条に規定する報告があった場合には、その内容を検査し適当と認めるときは、補助金の額を確定し、幸田町新エネルギーシステム設置費補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた者は、幸田町新エネルギーシステム設置費補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出し、補助金の請求をするものとする。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条の場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 前項の規定により返還の請求を受けた者は、当該請求の日から起算して30日以内に補助金を返還しなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定め

る。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

システム	要件
住宅用太陽光発電施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転（自動で起動及び停止することをいう。）を行うものであること。 2 構成要素として、太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器（サービスブレーカー）、インバータ・保護装置、発生電力量計及び余剰電力販売用電力量計から構成されるものであること。ただし、前項を満たすものであれば、これらの構成要素は単体の要素であることを必要としない。 3 次に規定する要件に該当するものであること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 太陽電池モジュールは、一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）の太陽電池モジュール認証を受けたもの又はそれに準じた性能を持つものであること。なお、I E C規格に基づき、一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）が認証した太陽電池モジュール又はI E C E E－P V－F C S制度に加盟している海外認証機関の認証についても同等と判断する。 (2) 接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器は、電気設備に関する技術基準を定める省令及び内線規程（J E A C 8 0 0 1）に準拠していること。 (3) インバータ・保護装置は、「電気設備技術基準の解釈」等に基づく任意認証制度基準に準拠していること。なお、その地域を電力供給区域とする電気事業者が個別に認めるものも認める。 (4) 発生電力量計は、太陽光発電システムが発電し、負荷及び商用系統に逆潮流した太陽光発電システムの全発電電力量を測定できるものであること。 (5) 余剰電力販売用電力量計は、太陽光発電システムを設置した地域を電力供給区域とする電気事業者の仕様に適合するものであること。 4 工事又は施工は、電気設備に関する技術基準を定める省令及び内線規程（J E A C 8 0 0 1）に準拠するものであること。 5 未使用品であり、リース品でないこと。 6 電気事業者と電力需給契約を締結するものであること。
HEMS	1 「E C H O N E T L i t e」規格を標準インターフェ

	<p>イスとして搭載しているものであること。</p> <p>2 付随する専用モニター、スマートフォン、パーソナルコンピュータその他これらに類するものにより電力使用量を表示できるものであること。</p> <p>3 住宅全体の電力使用量を30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1月以上、1日以内の単位で13月以上蓄積できるものであること。</p> <p>4 分岐回路単位の電力使用量、部屋単位の電力使用量、電気機器単位の電力使用量のいずれかを30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1月以上、1日以内の単位で13月以上蓄積できるものであること。ただし、燃料電池で発電された発電量、太陽光発電設備の設置による発電量及び売電量又は蓄電池の設置による充電量及び放電量のいずれかを計測し、蓄積できる場合は、その限りではない。</p> <p>5 1以上の設備又は電気機器に対して、電力使用量を削減するための制御又は蓄電池等の蓄エネルギー設備を用いたピークカット若しくはピークシフト制御を自動的（使用者の確認を介した半自動制御を含む。）に実行できるものであること。</p> <p>6 太陽光発電施設等の創エネルギー設備及び蓄電池等の蓄エネルギー設備との接続機能を有しており、発電量等、充電量等の情報が取得又は計測できるものであること。</p> <p>7 電力使用量に関わる情報に基づき、電力使用量の削減を促す情報（目標達成状況を提示する省エネ評価を含む。）を提供することができるものであること。</p> <p>8 未使用品であり、リース品でないこと。</p>
エネファーム	<p>1 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人燃料電池普及促進協会により登録されているものであること。</p> <p>2 未使用品であり、リース品でないこと。</p>
蓄電池	<p>1 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）により登録されているものであること。</p> <p>2 未使用品であり、リース品でないこと。</p>
高性能外皮等	<p>1 国の補助事業における補助対象となる住宅として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）又は一般社団法人環境共生住宅推進協議会（K K J）により補助を受けた</p>

	<p>住宅であること。</p> <p>2 未使用品であり、リース品でないこと。</p>
太陽熱利用システム	<p>1 太陽熱利用システムのうち、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 自然循環型（住宅の屋根等に設置した貯湯槽及び太陽集熱器により動力を使わずに水を循環し、給湯等に利用するシステム）</p> <p>(2) 強制循環型（住宅の屋根等に設置した不凍液等を強制的に循環する太陽集熱器及び集めた熱エネルギーを貯蔵する太陽蓄熱槽で構成され、給湯、暖房又は冷房に利用するシステム）</p> <p>2 未使用品であり、リース品でないこと。</p>

別表第2（第5条関係）

区分		補助金の額	
一体的導入		10万円	
単 独 設 置	HEMS	1基につき1万円	
	エネファーム	1基につき5万円	
	蓄電池	1基につき5万円	
	太陽熱利用シ ステム	自然循環型	1基につき1万5千円
		強制循環型	1基につき3万円

別表第3（第6条関係）

共通	<p>1 対象システムの設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し</p> <p>2 対象システムの設置又は購入をしようとする住宅の位置図</p> <p>3 工事着手前の写真（建売住宅を購入する場合は、設置の状況が分かる写真）</p> <p>4 申請者の納税証明書（町税の滞納がないことを証するものであって、申請の3月前までに交付を受けたものに限る。）</p> <p>5 債権者登録兼口座振替依頼書</p> <p>6 その他町長が必要と認める書類</p>
一体的導入（住宅用太陽光発電施設、HEMS及び蓄電池を同時に設置するものに限る。）	<p>次の記載がある対象システムの仕様書（パンフレットを含む。以下同じ。）</p> <p>(1) 住宅用太陽光発電施設 太陽電池モジュールの型式、公称最大出力、使用枚数及び一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の認証書番号</p>

	(2) HEMS 型番 (3) 蓄電池 パッケージ型番及び蓄電容量
一体的導入（住宅用太陽光発電施設、HEMS及び高性能外皮等を同時に設置するものに限る。）	ZEH支援事業の交付申請書、実施計画書及び交付決定通知書の写し
単独設置（HEMS）	対象システムの仕様書で型番が記載されているもの
単独設置（エネファーム）	対象システムの仕様書で燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの型番が記載されているもの
単独設置（蓄電池）	対象システムの仕様書でパッケージ型番及び蓄電容量が記載されているもの
単独設置（太陽熱利用システム）	対象システムの仕様書で型番が記載されているもの

別表第4（第9条関係）

共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象システムの設置に要した費用に係る領収書及びその明細書の写し 2 対象システムの設置の状態が確認できる写真（住宅の全景写真を含む。） 3 補助事業者に係る住民票の写し（交付申請の日以後に交付を受けたものに限る。） 4 債権者登録兼口座振替依頼書（交付申請の日以後に住所又は口座内容の変更があった場合に限る。） 5 その他町長が必要と認める書類
一体的導入（住宅用太陽光発電施設、HEMS及び蓄電池を同時に設置するものに限る。）	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気事業者との太陽光契約に関する通知書の写し 2 HEMS及び蓄電池に係る保証書の写し
一体的導入（住宅用太陽光発電施設、HEMS及び高性能外皮等を同時に設置するものに限る。）	<ol style="list-style-type: none"> 1 国のZEH支援事業の補助金額確定通知書の写し 2 住宅の引渡証明書その他の引渡しの日が確認できる書類
単独設置（HEMS）	保証書の写し
単独設置（エネファーム）	保証書の写し
単独設置（蓄電池）	保証書の写し
単独設置（太陽熱利用システム）	保証書の写し